

平成20年2月8日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

日本毛織株式会社
代表取締役
社 長 降井利光

第177回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第177回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年2月26日(火曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年2月27日(水曜日)午前10時
 2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
 3. 会議の目的事項
- 報 告 事 項
- 1 第177期(平成18年12月1日から平成19年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第177期(平成18年12月1日から平成19年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名予選の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp/>)において掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで)

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、企業収益の改善を背景とした堅調な設備投資等により、景気は緩やかな拡大を続けました。しかしながら、原油価格の高騰に加え、米国のサブプライムローン問題の世界経済への影響により、景気の先行きには不透明感が強まりました。

このような情勢のなか、当社グループは「ニックグループNN2008経営計画」の初年度として以下の具体的取り組みを進めました。売上高については、M & Aの早期実現により、1年前倒して1,000億円超を達成いたしました。

繊維事業におきましては、オーストラリアの干ばつによる羊毛原料の高騰など厳しい環境が続きましたが、中国における織物一貫生産体制の強化や中国・欧米への販路拡大を推し進めました。また、商品開発においては「スーパーソロフォート」「ライトツイスト」「エアロツイン」などの高機能素材を商品化いたしました。

非繊維事業におきましては、ペット関連事業におけるTVコマーシャルの実施や通信関連事業の拡大、商業施設「ニックコルトンプラザ」のリニューアル増床の決定等、生活関連事業の積極的な展開を推し進めました。

以上の結果、連結売上高は1,028億円弱（前期815億円余）、連結経常利益は70億円余（前期65億円余）、連結当期純利益は44億円弱（前期41億円強）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

繊維事業

(衣料繊維製品)

梳毛織糸は、国内産地市場への安定供給とトップ染糸の拡販を推進するとともに、糸価格の値上げが市場に浸透したこともあり、増収となりました。ニット糸は国内向けの販売を維持する一方、中国等への海外販売が増加し、増収となりました。紡毛糸は産地需要が大幅減少の厳しい環境下で、前期並みを維持しました。手編毛糸は商品開発を進めましたが、前期並みに留まりました。

紳士服は、「清凉企画」素材や環境にやさしい開発素材の提案を行いました。スーツ需要の減少に加え、大幅な原材料・加工費の上昇によって受注量が減少し、減収となりました。

婦人服は、ファッション性に加え高品質の素材提案を行いました。気候の影響を受けた小売・アパレルの購買意欲が伴わず、減収となりました。

スクールユニフォームは、私学小等部・公立小中一貫校の新設などの動きがある一方、羊毛原料の高騰など大幅なコストアップという厳しい環境が続きましたが、価格改定を行うとともに学校・業界に対する「高品質」「高付加価値」「高機能」素材の積極的な企画開発提案が一定の成果を収め、さらにニット製品など周辺商品を拡販した結果、増収となりました。

ビジネスユニフォームは、企業業績の回復傾向が大口需要には直結せず、官公庁の予算削減など厳しい環境下でありましたが、スクールユニフォーム同様に価格改定を行うとともに新機能・高付加価値素材の開発提案を積極的に進め、きめ細やかな受注促進、流通対策、Q R製造対応、企画開発との連携など粘り強い活動を行った結果、前期並みの実績となりました。

(繊維資材製品)

生活産業用資材は、自動車・O A機器用途の旺盛な需要と楽器関係の回復に加え、輸向け車両用断熱材・織フェルトが健闘するとともに、減少傾向であった衣料用芯地・手芸等の消費材分野も持ち直し、増収となりました。

寝装品は、天候不順に加え生産・流通の構造変化が続くなか、O E Mを含む新規販売ルートの開拓・不採算ルートの見直し、中国生産の拡大などを行いました。主力のギフト・専門店ルートの苦戦が響き、減収となりました。

カーペットは、テニススクール不況によるテニスサーフェス販売の低迷と改正建築基準法の施行による業務用途向けカーペットの不振で苦戦を強いられましたが、家庭用途向けカーペットの機能商材の投入と新規販路開拓が功を奏し、前期並みの実績となりました。

以上に加えて、流通機能の強化を目的に繊維商社1社を今期より連結対象会社とした結果、繊維事業の当連結会計年度の売上高は659億円余と前期比24.2%増となりました。

非繊維事業

ショッピングセンター事業は、ニッケコルトンプラザでの主力テナントの賃料減により、減収となりました。

スポーツ事業は、テニスは他のスポーツ施設との競合により伸び悩んだものの、ゴルフはイベントやスクール等の地道な営業活動と天候にも恵まれ、増収となりました。

乗馬・ペット関連事業、介護事業、アミューズメント事業は、ペットフードの商業効果、小規模多機能居宅介護事業の開始とデイサービスの利用者増等により、いずれも増収となりました。

通信関連事業は、新規グループ会社の寄与や、携帯電話番号ポータビリティによる市場の活況により、増収となりました。

不動産事業は、神戸市内の寮跡地等を新たに賃貸したことにより、増収となりました。

エンジニアリング事業他は、電源・計測器分野は低迷しましたが、自動車・エネルギー関連の設備投資は好調で、新規グループ会社の寄与もあり、増収となりました。また、M & Aによりラケットスポーツ用品、釣糸等の製造販売事業に進出し、増収となりました。

以上の結果、非繊維事業の当連結会計年度の売上高は368億円強と前期比29.7%増となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 174 期 (平成16年度)	第 175 期 (平成17年度)	第 176 期 (平成18年度)	第 177 期 (平成19年度：当期)
織 維 事 業	49,823	50,210	53,076	65,903
非 織 維 事 業	23,298	25,598	28,424	36,868
合 計	73,122	75,808	81,500	102,771

2. 設備投資、資金調達の状況

繊維事業では、主に国内において生産性および品質向上を目的とした設備投資を実施しました。特に、昨年に引き続き糸染設備について、生産能力増強のための投資を行っております。また、海外においても生産設備の増設を行いました。

非繊維事業では、地域共生を目指す事業施設の継続的な保全を行うことでさらなる資産価値の向上を図りました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っていません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 174 期 (平成16年度)	第 175 期 (平成17年度)	第 176 期 (平成18年度)	第 177 期 (平成19年度：当期)
売 上 高	73,122 百万円	75,808 百万円	81,500 百万円	102,771 百万円
経 常 利 益	5,287 百万円	6,278 百万円	6,519 百万円	7,004 百万円
当 期 純 利 益	3,147 百万円	3,724 百万円	4,143 百万円	4,380 百万円
1株当たり当期純利益	37円95銭	44円86銭	50円23銭	53円08銭
総 資 産	118,069 百万円	133,878 百万円	138,718 百万円	137,969 百万円
純 資 産	65,227 百万円	76,187 百万円	78,115 百万円	77,825 百万円
1株当たり純資産額	795円09銭	923円24銭	929円77銭	926円56銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8 . 対処すべき課題

当社グループは「ニッケグループNN2008経営計画」に基づき、次年度における連結売上高1,000億円超、純利益50億円、1株利益60円を目標としています。同時に創立120周年の節目を目指して「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」を策定し、グループの経営理念・経営方針を定め、次年度はビジョン実現に向けての準備を進めていくことにしています。

衣料繊維事業・生活産業資材事業では、国際ビジネスへの積極的展開を図り、事業内容に関しては継続して選択と集中を実行します。また、高機能・環境対応素材の開発が求められていることから、研究開発体制の整備を進めてまいります。

エンジニアリング事業では、一層の収益性向上のため、中期戦略の明確化を行います。また、不動産事業については、中期的な収益強化策を検討してまいります。

これらの施策を実行することにより、収益水準を高め、持続的な成長を可能とする事業構造を構築し、株主価値の増大を図ります。また、コンプライアンス、環境配慮、社会貢献という「企業の社会的責任」を一層意識し、ニッケグループ全部門で企業倫理のさらなる定着を図るとともに、より実効性のある内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アカツキ商事株式会社	50 百万円	100.0 %	毛織物・製品の販売
株式会社ナカヒロ	100	59.1	毛織物・製品の販売および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社	95	50.1	製品の販売および不動産の賃貸
大成毛織株式会社	30	100.0	毛織物製造
株式会社中日毛織	10	100.0	同上
青島日毛織物有限公司	3.7 百万米ドル	86.5	同上
尾州ウール株式会社	30 百万円	100.0	毛糸製造
江陰日毛紡績有限公司	12 百万米ドル	60.0	同上
アンビック株式会社	100 百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
ニッケ商事株式会社	35	100.0	毛織物・製品の販売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造販売
株式会社ジーシーシー	12	51.2	携帯電話の販売
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介護事業
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建設・不動産、損保代理
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産業用機械の製造販売
株式会社テクシオ	80	78.4	電子・電気計測器の製造販売
株式会社ゴーセン	100	100.0	スポーツ用品・釣具、産業資材の製造販売

当社の連結子会社は上記の重要な子会社17社を含め45社であり、持分法適用会社は4社であります。

(3) その他

平成18年12月1日付で株式会社ケンウッド ティー・エム・アイは、株式会社テクシオに商号変更しました。

平成18年12月1日付で株式会社ナカヒロは、当社の出資比率が増加したことにより子会社となりました。

10. 主要な事業内容

事業	主要製品または施設名
繊維事業 紡績 テキスタイル ユニフォーム 繊維資材	梳毛糸（織糸・ニット糸・手編糸）、紡毛糸 紳士服、婦人服、受託整理加工、縫製加工 スクールユニフォーム、ビジネスユニフォーム、 官公庁制服、防災衣料、スクールセーター 不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、 毛布、ふとん、カーペット、テニスサーフェス
非繊維事業 ショッピングセンター スポーツ 乗馬・ペット用品 介護 通信 アミューズメント 不動産 エンジニアリング他	ショッピングセンター ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、 バッティングセンター 乗馬用品、ペット用品、ペットフード 介護サービス 携帯電話販売 ボウリング場、カラオケ施設 賃貸、管理、建設、販売 産業用機械、電子・電気計測器、スポーツ用品、釣具、 産業資材

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

営業所 本店（神戸市中央区） 東京支社（東京都中央区）
 本社事務所（大阪市中央区）
 工場 印南工場（兵庫県加古川市） 岐阜工場（岐阜県各務原市）
 一宮工場（愛知県一宮市）
 商業施設 ニッケパークタウン（兵庫県加古川市）
 ニッケコルトンプラザ（千葉県市川市）

(2) 子会社

アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）
 株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）
 アンビック株式会社（兵庫県姫路市）
 株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,441名	412名

(注)従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均895名)は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,124 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,262
株式会社みずほ銀行	2,222
株式会社りそな銀行	1,995
株式会社みずほコーポレート銀行	1,624

会社の状況に関する事項（平成19年11月30日現在）

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
 (2) 発行済株式の総数 88,478,858株
 (3) 株主数 10,604名
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主
 該当する株主はおりません。なお、大株主の状況（上位10名）は以下のとおりです。

株 主 名	持株数	出資比率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,014千株	4.86%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,991	4.84
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,988	4.83
帝 人 株 式 会 社	2,905	3.52
日 清 紡 績 株 式 会 社	2,763	3.35
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,183	2.65
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.42
ナテイクスブライシュローダーインクススペシャルアカウント	1,946	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,748	2.12
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,690	2.05

(注) 出資比率については、自己株式（5,950,583株）を控除して算出してしております。

- (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
 該当事項はありません。
 (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。
 (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(注) 平成15年2月25日開催の定時株主総会決議に基づき、平成15年5月16日付で第1回新株予約権方式ストックオプションを発行していますが、当事業年度末日において当社従業員および子会社役員が保有する新株予約権の状況および内容は以下のとおりです。

- ・新株予約権の総数
32個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および総数
普通株式 32,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権1個につき466,000円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取 締 役	中 井 宏 明	取締役会議長
取 締 役 社 長	降 井 利 光	
取 締 役	松 村 博 昭	常務執行役員 衣料繊維事業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、 生活産業資材事業本部長 日毛(上海)貿易有限公司董事長
取 締 役	山 本 義 行	常務執行役員 グッドライフ事業管掌、 管理管掌(人事労務委員長、企業倫理委員長)、 経営企画室長
取 締 役	佐 藤 光 由	常務執行役員 製造技術管掌(技術統括委員長、地球環境委員長)、 東京支社長
取 締 役	谷 憲 治	
取 締 役	丹 羽 一 彦	弁護士(中央国際法律事務所代表)
取 締 役	近 藤 定 男	
常 勤 監 査 役	岸 本 紀 雄	
常 勤 監 査 役	星 田 和 紘	
監 査 役	中 村 俊 雄	
監 査 役	雀 部 昌 吾	学校法人神戸薬科大学理事長

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
 2. 印は平成19年2月27日開催の第176回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役ならびに監査役であります。
 3. 取締役 池田康之氏、監査役 聖澤良二氏は任期満了により、平成19年2月27日開催の第176回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。監査役 近藤定男氏は平成19年2月27日をもって辞任いたしました。
 4. 当事業年度中の取締役および監査役の地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
松村博昭	常 務 執 行 役 員 繊維営業管掌(マーケティング 委員長、国際事業委員長)、 インテリア資材事業本部長	常 務 執 行 役 員 衣料繊維事業管掌(マーケティ ング委員長、国際事業委員長)、 生活産業資材事業本部長	平成19年2月27日
山本義行	常 務 執 行 役 員 社長補佐(人事労務委員長、 企業倫理委員長)、 東京支社長兼財務部 長	常 務 執 行 役 員 グッドライフ事業管掌、 管理管掌(人事労務委員長、 企業倫理委員長)、 経営企画室 長	平成19年2月27日
佐藤光由	執 行 役 員 経営企画室 長	常 務 執 行 役 員 製造技術管掌(技術統括委員 長、地球環境委員長)、 東京支 社 長	平成19年2月27日
谷 憲 治	常 務 執 行 役 員 技術管掌(技術統括委員長、地 球環境委員長)、 エンジニアリング事業部長		平成19年2月27日

5. 取締役 丹羽一彦、近藤定男の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 中村俊雄、雀部昌吾の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 決算期後の取締役および監査役の地位および担当等の異動
平成19年12月1日付人事異動により地位および担当等が次のとおり変更となりました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
松村博昭	常務執行役員 衣料繊維事業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、 生活産業資材事業本部長	常務執行役員 衣料繊維事業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、 生活産業資材事業本部長 兼マーケティング室長	平成19年12月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	163百万円 (5)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2)	29百万円 (5)	
合計	12名	192百万円	

- (注) 1. 平成19年2月27日開催の第176回定時株主総会の翌日以降在任した取締役および監査役を対象としております。
2. 報酬等の額には当事業年度に係る取締役賞与の見込額18百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

区分	氏名	兼任先会社名	兼任の状況	関係	
社外取締役	丹羽一彦	中央国際法律事務所	代表	当社は同事務所と顧問弁護士契約を締結しております。	
		日本フエルト株式会社	社外監査役		-
		株式会社クリムゾン	社外監査役		-
社外監査役	雀部昌吾	バンドー化学株式会社	相談役	-	
		学校法人神戸薬科大学	理事長	-	
		コナミ株式会社	社外監査役	-	

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	丹羽一彦	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	近藤定男	平成19年2月27日就任後開催の取締役会のすべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	中村俊雄	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、他社での経営経験や学識経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	雀部昌吾	平成19年2月27日就任後開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有恒監査法人は、平成19年7月1日付でナニワ監査法人と合併し、大阪監査法人となりました。大阪監査法人は、有恒監査法人の権利義務の一切を承継しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集された株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しております。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図ります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
- (6) 企業倫理委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制を組織する。
- (7) 監査役および総務部長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令及び「取締役会規則」に則り、保存及び管理する。
- (2) 経営会議議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規定」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「企業倫理委員会」「技術統括委員会」「地球環境委員会」「マーケティング委員会」「国際事業委員会」を設置し、それぞれのリスクに対し担当委員会が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 各委員会の委員長に担当役員を任命し、各委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、取締役、執行役員、本社部門長等から構成された経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業倫理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
- (2) 「企業倫理委員会」の下部組織として「各事業本部企業倫理委員会」「社内各事業場企業倫理委員会」「各関係会社企業倫理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
- (3) 監査役および総務部長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

- (4) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。

6. 当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) コンプライアンス体制の強化として、「企業倫理委員会」の下部組織として、「各関係会社企業倫理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

8. 前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する、また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。

そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合

当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合

知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社に移転させる目的の場合

当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合

不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合

株主に株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合

当社と当社ステークホルダーとの信頼関係を損なわせ、当社企業価値の著しい毀損および維持向上を妨げるおそれがある場合

など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合が想定されます。

当社は、このような行為を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 「ニッケグループNN2008経営計画」への取り組み

当社は、連結売上高800億円、連結当期純利益40億円を目標とした「2004年～2006年ニッケグループ中期経営計画」の達成を受け継ぎ、2007年度において「ニッケグループNN2008経営計画」という2年計画を策定しました。「1,000億円企業として収益水準を高め、持続的な成長を可能とする事業構造を構築する」を基本戦略として、連結売上高1,000億円超、連結当期純利益50億円を2008年度における達成目標に掲げて、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでいます。

(2) コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、経営環境の変化により将来に向けて適切な対処をするため、株主利益の立場に立ち、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としていることから、アドバイザリーボードを設置し、指名、報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しています。

また、企業の透明性と経営の効率性を高め、継続的な企業価値の向上を図るため、取締役会議長を代表権のない取締役とし、取締役の任期も1年に短縮しています。その他に役員退職慰労金制度の廃止や執行役員制度の導入、社外取締役の招聘等を実施して、最適なガバナンス体制の構築に向けた改革に取り組んでいます。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、平成19年2月27日開催の第176回定時株主総会において、株主の承認を受け、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、本プランという）を導入しました。

本プランは、大規模買付行為を一方的に阻害するものではなく、大規模買付行為に応じるか否かの最終的な判断を、株主に適切に行ってもらうため、大規模買付者ならびに当社取締役会から必要十分な情報が提供され、さらには検討すべき十分な時間が確保されるように大規模買付ルールを定めています。

(1) 本プランの対象とする大規模買付

保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

(2) 本プランの概要

大規模買付ルールの概要

）大規模買付者に対する情報提供要請

大規模買付者には、買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な大規模買付情報を提供してもらいます。

）取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、最長90日間を上限として取締役会評価期間を設定し、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、取締役会としての意見等を取りまとめ公表します。大規模買付行為は、この評価期間終了後のみ開始されるべきものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応

）大規模買付ルールが遵守されない場合

当社取締役会は、主として新株予約権の無償割当て等の対抗措置を講じることがあります。

）大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、原則として対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主において大規模買付者からの大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見・代替案等を考慮のうえ、判断してもらうこととなります。

ただし、ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会は対抗措置を講じることがあります。

4．前記取り組みが基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランの策定にあたり、当社企業価値および株主共同の利益の維持・向上を念頭に以下の対応を行っていることから、本プランは基本方針に従い、株主の共同の利益を損なうものでもなく、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 特別委員会の設置

対抗措置発動の要否については、当社取締役会が最終的判断を行うことから、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成される特別委員会を設置しています。取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、対抗措置の発動が当社の企業価値ならびに株主共同の利益の維持・向上のために、真に資するものであるか否かという観点に基づき検討を行い、取締役会に対し対抗措置発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置を発動するか否かを決議することとしています。

(2) 株主意思の反映

本プランは、当社定時株主総会における株主の承認により導入しています。本プランは、有効期間を2年間とするサンセット条項を付しているとともに、たとえ有効期間中であっても当社は取締役の任期を1年と定めているので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することも可能となっています。

本プランを廃止する旨の株主総会決議または取締役会決議がされた場合においても、本プランは株主の意思により廃止することが可能となっています。

連結貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	67,772	流動負債	37,848
現金及び預金	11,227	支払手形及び買掛金	12,066
受取手形及び売掛金	27,706	短期借入金	16,670
有価証券	517	1年以内に償還予定の社債	462
たな卸資産	25,894	未払法人税等	1,669
繰延税金資産	1,265	繰延税金負債	42
その他	1,324	その他	6,936
貸倒引当金	162	固定負債	22,295
固定資産	70,197	社債	1,117
有形固定資産	36,426	長期借入金	1,080
建物及び構築物	23,740	繰延税金負債	6,107
機械装置及び運搬具	6,135	退職給付引当金	4,171
土地	5,639	役員退職慰労引当金	135
建設仮勘定	230	長期預り敷金・保証金	9,270
その他	680	その他	412
無形固定資産	606		
のれん	217	負債合計	60,144
その他	388		
投資その他の資産	33,165	[純資産の部]	
投資有価証券	25,350	株主資本	67,389
長期貸付金	426	資本金	6,465
前払年金費用	5,037	資本剰余金	4,535
繰延税金資産	583	利益剰余金	59,206
その他	2,001	自己株式	2,818
貸倒引当金	234	評価・換算差額等	9,074
		その他有価証券評価差額金	8,897
		繰延ヘッジ損益	72
		為替換算調整勘定	104
		少数株主持分	1,361
		純資産合計	77,825
資産合計	137,969	負債及び純資産合計	137,969

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	102,771
売上原価	79,356
売上総利益	23,415
販売費及び一般管理費	16,705
営業利益	6,709
営業外収益	
受取利息及び配当金	609
その他の	510
営業外費用	
支払利息	384
その他の	441
経常利益	7,004
特別利益	
投資有価証券売却益	965
損保代理店事業売却益	91
特別損失	
たな卸資産評価・廃棄損	697
適格退職年金制度廃止に伴う終了損失	55
構造改善費用	449
税金等調整前当期純利益	6,858
法人税、住民税及び事業税	2,817
法人税等調整額	363
少数株主利益	23
当期純利益	4,380

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年11月30日残高	6,465	4,532	56,234	2,763	64,468
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	1,403	-	1,403
当期純利益	-	-	4,380	-	4,380
自己株式の取得	-	-	-	79	79
自己株式の処分	-	6	-	24	30
持分法適用会社の減少による増減	-	-	7	-	7
その他	-	2	2	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	3	2,971	54	2,920
平成19年11月30日残高	6,465	4,535	59,206	2,818	67,389

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計		
平成18年11月30日残高	12,040	121	121	12,283	1,363	78,115
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	3,143	48	16	3,209	2	-
連結会計年度中の変動額合計	3,143	48	16	3,209	2	290
平成19年11月30日残高	8,897	72	104	9,074	1,361	77,825

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 45社

主要な連結子会社の名称

アカツキ商事(株)、(株)ナカヒロ、佐藤産業(株)、大成毛織(株)、(株)中日毛織、青島日毛織物有限公司、尾州ウール(株)、江陰日毛紡績有限公司、アンビック(株)、ニッケ商事(株)、双洋貿易(株)、(株)ジーシー、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケ不動産(株)、(株)ニッケ機械製作所、(株)テクシオ、(株)コーセン

なお、当連結会計年度より清算終了となった尾北燃糸(株)及び中央織維興業(株)を連結の範囲から除外した。

また、当連結会計年度に自己株式取得により当社の出資比率が増加した(株)ナカヒロおよび重要性が増した(株)マックワンを連結の範囲に追加した。

非連結子会社の数 11社

主要な非連結子会社の名称

(株)金山商店ほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

ニッケポートフィリップスカーリング社

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)ニットファミリーほか

なお、当連結会計年度に自己株式取得により当社の出資比率が増加し連結子会社となった(株)ナカヒロを持分法の適用から除外した。

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)金山商店、烟台双洋体育用品有限公司ほか

いずれも連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

(3) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの...株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの...移動平均法による原価法

デリバティブ等 ...時価法

たな卸資産

製品、商品、原材料、貯蔵品...移動平均法による原価法

仕掛品 ...総平均法による原価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（平成19年3月31日以前に取得したもの）

国内会社は主として旧定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

(平成19年4月1日以降に取得したもの)
国内会社は主として定率法によっている。ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法によっている。
在外会社は定額法によっている。

(会計方針の変更)
法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成19年3月30日法律第6号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。
これによる損益に与える影響は軽微である。

無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金...連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上している。

(追加情報)

連結計算書類作成会社は役員の退職慰労金制度を廃止することとし、平成17年2月25日開催の定時株主総会において打ち切り支給議案が承認可決された。当該打ち切り支給額の未払い分141百万円については、金額確定債務であると考えられるので、当連結会計年度より、従来の「役員退職慰労引当金」から固定負債の「その他」として振替計上している。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

通貨オプション

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約・通貨オプション取引を行っている。

(ヘッジ対象)

製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

外貨建予定取引

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 …税抜方式によっている。

のれんの償却の方法及び期間…のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については部分時価評価法を採用している。

(5) 会計処理方法の変更

たな卸資産評価損洗替差額の計上区分の変更

従来、「たな卸資産評価損洗替差額」は営業外収益または営業外費用に計上していたが、製商品のライフサイクルが短縮し、製商品別の採算管理の必要性が増していることから管理方法を見直した。その結果、評価損の発生が恒常化しかつ製商品の販売に伴う売上総利益に及ぼす影響が大きくなっていることから、売上総利益をより適正に表現するため、当連結会計年度より売上原価に加減算して計上する方法に変更している。

これにより売上総利益及び営業利益は101百万円増加しているが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に影響はない。

事業分離等に関する会計基準

当連結会計年度より「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 担保提供資産

担保に供している資産	
定期預金	9百万円
建物	3,310百万円
土地	198百万円
工場財団	574百万円
投資有価証券	547百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	484百万円
短期借入金	2,282百万円
長期預り敷金・保証金	290百万円
保証金	666百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	75,593百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 88,478,858株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月27日 定時株主総会	普通株式	825	10	平成18年11月30日	平成19年2月28日
平成19年7月20日 取締役会	普通株式	577	7	平成19年5月31日	平成19年8月17日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	825	10	平成19年11月30日	平成20年2月28日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 32,000株

4. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たり純資産額 926円 56銭

(2) 1株当たり当期純利益 53円 08銭

貸 借 対 照 表

(平成19年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	40,296	流 動 負 債	19,092
現金及び預金	6,090	支 払 手 形	1,707
受 取 掛 金	2,707	買 掛 金	1,790
有 価 証 券	12,951	短 期 借 入 金	6,502
製 品	498	未 払 金	1,863
原 材 料	6,676	未 払 費 用	1,265
仕 掛 品	1,388	未 払 法 人 税 等	1,229
繰 延 税 金 資 産	1,388	預 り 金	2,976
短 期 貸 付 金	4,192	そ の 他	1,756
貸 倒 引 当 金	710	固 定 負 債	18,066
固 定 資 産	5,060	長 期 借 入 金	404
有 形 固 定 資 産	478	繰 延 税 金 負 債	5,907
建 物	459	退 職 給 付 引 当 金	2,681
構 築 物	66,604	長 期 預 り 敷 金	8,860
機 械 及 び 装 置	25,763	そ の 他	214
車 両 運 搬 具	17,634	負 債 合 計	37,159
工 具 器 具 及 び 備 品	2,623		
土 地	2,582	[純資産の部]	
建 設 仮 勘 定	22	株 主 資 本	60,926
無 形 固 定 資 産	306	資 本 金	6,465
ソ フ ト ウ ェ ア	2,568	資 本 剰 余 金	5,096
そ の 他	25	資 本 準 備 金	5,064
投 資 そ の 他 の 資 産	78	そ の 他 資 本 剰 余 金	31
有 価 証 券	32	自 己 株 式 処 分 差 益	31
関 係 会 社 株 式	45	利 益 剰 余 金	52,179
出 資 金	40,763	利 益 準 備 金	1,616
関 係 会 社 出 資 金	24,431	そ の 他 利 益 剰 余 金	50,563
長 期 貸 付 金	5,481	損 失 補 填 準 備 積 立 金	680
破 産 ・ 更 生 債 権 等	49	配 当 引 当 積 立 金	930
長 期 前 払 費 用	2,134	従 業 員 退 職 給 与 基 金	1,466
前 払 年 金 費 用	3,449	圧 縮 記 帳 積 立 金	1,028
そ の 他	332	特 別 償 却 積 立 金	2
貸 倒 引 当 金	20	別 途 積 立 金	37,950
投 資 損 失 引 当 金	5,037	繰 越 利 益 剰 余 金	8,505
	912	自 己 株 式	2,814
	986	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,814
	100	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,857
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	42
資 産 合 計	106,901	純 資 産 合 計	69,741
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	106,901

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		46,416
売 上 原 価		36,285
売 上 総 利 益		10,131
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,137
営 業 利 益		4,993
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,167	
そ の 他	422	1,590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	129	
そ の 他	517	647
経 常 利 益		5,936
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	901	901
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	395	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	985	
構 造 改 善 費 用	435	
関 係 会 社 整 理 損	54	1,871
税 引 前 当 期 純 利 益		4,966
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,202	
法 人 税 等 調 整 額	412	1,789
当 期 純 利 益		3,176

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

（平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		資本剰余金 合計
			自己株式処分差益		
平成18年11月30日残高	6,465	5,064	25	5,090	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	6	6	
積立金の積立	-	-	-	-	
積立金の取崩	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	6	6	
平成19年11月30日残高	6,465	5,064	31	5,096	

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		損失補填 準備積立金	配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金	特別償却 積立金
平成18年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,086	9
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-	57	6
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	57	6
平成19年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,028	2

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年11月30日残高	37,950	6,668	50,406	2,763	59,198
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	1,403	1,403	-	1,403
当期純利益	-	3,176	3,176	-	3,176
自己株式の取得	-	-	-	75	75
自己株式の処分	-	-	-	24	30
積立金の積立	-	-	-	-	-
積立金の取崩	-	64	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	1,837	1,773	51	1,728
平成19年11月30日残高	37,950	8,505	52,179	2,814	60,926

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成18年11月30日残高	11,982	0	11,981	71,179
事業年度中の変動額				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	3,124	41	3,166	-
事業年度中の変動額合計	3,124	41	3,166	1,438
平成19年11月30日残高	8,857	42	8,814	69,741

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの...株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの...移動平均法による原価法

デリバティブ等 ...時価法

たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品...移動平均法による原価法

仕掛品 ...総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（平成19年3月31日以前に取得したもの）

旧定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法によっている。

（平成19年4月1日以降に取得したもの）

定率法によっている。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

（会計方針の変更）

法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これによる損益に与える影響は軽微である。

無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

投資損失引当金...関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案し、必要額を計上している。

- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。
ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引
- ヘッジ方針
通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。
- ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 … 税抜方式によっている。
- (7) 会計処理方法の変更
たな卸資産評価損洗替差額の計上区分の変更
従来、「たな卸資産評価損洗替差額」は営業外収益または営業外費用に計上していたが、製品のライフサイクルが短縮し、製品別の採算管理の必要性が増していることから管理方法を見直した。その結果、評価損の発生が恒常化しかつ製品の販売に伴う売上総利益に及ぼす影響が大きくなっていることから、売上総利益をより適正に表現するため、当事業年度より売上原価に加減算して計上する方法に変更している。
これにより売上総利益及び営業利益は110百万円増加しているが、経常利益及び税引前当期純利益に影響はない。
- (8) 追加情報
当社は従業員の退職慰労金制度を廃止することとし、平成17年2月25日開催の定時株主総会において打ち切り支給議案が承認可決された。当該打ち切り支給額の未払い分141百万円については、金額確定債務であると考えられるので、当事業年度より、従来の「役員退職慰労引当金」から固定負債の「その他」として振替計上している。

2. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	3,200百万円
工場財団(一宮)	365百万円
工場財団(岐阜)	208百万円
投資有価証券	547百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	484百万円
短期借入金	122百万円
長期預り敷金・保証金	290百万円
保証金	666百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 60,698百万円

(3) 保証債務		
金融機関からの借入金	283	百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債権	13,214	百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,379	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,765	百万円
関係会社に対する長期金銭債務	22	百万円
3. 損益計算書に関する事項		
関係会社との取引高		
売上高	13,977	百万円
仕入高	7,901	百万円
営業取引以外の取引高	930	百万円
4. 株主資本等変動計算書に関する事項		
当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	5,950,583株
5. 税効果会計に関する事項		
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		
(1) 流動資産		
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	256	百万円
未払事業税	100	百万円
貸倒引当金	173	百万円
その他	180	百万円
繰延税金資産合計	<u>710</u>	百万円
(2) 固定負債		
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	698	百万円
その他有価証券評価差額金	5,835	百万円
前払年金費用	1,476	百万円
その他	63	百万円
繰延税金負債合計	<u>8,075</u>	百万円
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,084	百万円
貸倒引当金	431	百万円
投資有価証券評価損	192	百万円
その他	460	百万円
繰延税金資産合計	<u>2,168</u>	百万円
繰延税金負債の純額	<u>5,907</u>	百万円
6. リースにより使用する固定資産に関する事項		
(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	382	百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	217	百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	164	百万円

7. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アカツキ商 事(株)	100.00	有	当社毛織物 の販売 当社建物を 賃借	毛織物 の販売	5,843	売掛金	3,270
子会社	㈱けが口	59.14	有	当社毛織物 の販売 運転資金の 融資	毛織物 の販売	4,686	売掛金	2,181
					グルー プ 金 融 (貸付)	100	短期貸付金 長期貸付金	600 1,000
子会社	ニッパ不動 産(株)	100.00	有	当社土地建 物の管理 余剰資金の 預入 当社建物を 賃借	グルー プ 金 融 (預り)	450	預り金	1,660
子会社	㈱ゴ-セ	100.00	有	運転資金の 融資	グルー プ 金 融 (貸付)	300	短期貸付金 長期貸付金	1,500 1,200
子会社	ニッパ ^o ット ケ(株)	100.00	有	運転資金の 融資 当社建物を 賃借	グルー プ 金 融 (貸付)	840	短期貸付金 長期貸付金	415 670

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2.毛織物の販売については、市場価格を勘案し、毎期交渉の上、決定している。
 3.グループ金融について、貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案し決定している。
 4.グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	丹羽一彦			顧問弁護士	弁護士報酬	4		

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2.当社は社外取締役丹羽一彦が代表を務める中央国際法律事務所と顧問弁護士契約を締結している。
 3.弁護士報酬については、当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件としている。

8. 1 株当たり情報に関する事項

(1) 1 株当たり純資産額	845円	07銭
(2) 1 株当たり当期純利益	38円	49銭

独立監査人の監査報告書

平成20年 1月18日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 中瀬 守 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成18年12月1日から平成19年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年 1月18日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 中瀬 守 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年1月22日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 岸本 紀雄 ㊞

常勤監査役 星田 和紘 ㊞

社外監査役 中村 俊雄 ㊞

社外監査役 雀部 昌吾 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。配当につきましては、前期に実施しました創立110周年記念配当3円を当期より普通配当に切り替え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円(総額825,282,750円)といたします。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金17円(総額1,403,025,265円)となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成20年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

宅地建物取引業を行うために、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条(目的)当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(目的)当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 毛糸、毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売	(1) ~ (3) <現行どおり>
(2) 前号の原料品材料品の生産加工売買	
(3) 不動産の売買、貸借、管理、運営並びに開発 <新 設>	(4) 宅地建物取引業
(4) 土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理	(5) 土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理
(5) 産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売	(6) 産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売
(6) カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売	(7) カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売
(7) 食品の販売および飲食店の経営	(8) 食品の販売および飲食店の経営
(8) 緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売	(9) 緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売
(9) 倉庫業	(10) 倉庫業
(10) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業	(11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
(11) 生命保険の募集に関する業務	(12) 生命保険の募集に関する業務
(12) 金融業	(13) 金融業
(13) 情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業	(14) 情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業
(14) 医薬品、医療機器および化粧品の販売	(15) 医薬品、医療機器および化粧品の販売
(15) 日用品雑貨、美術工芸品の販売	(16) 日用品雑貨、美術工芸品の販売
(16) 浴場および健康ランドの経営	(17) 浴場および健康ランドの経営
(17) 介護保険法による居宅介護支援事業および居宅サービス事業	(18) 介護保険法による居宅介護支援事業および居宅サービス事業
(18) 乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売	(19) 乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売
(19) 前各号に付帯若くは関連する事業	(20) 前各号に付帯若くは関連する事業

第3号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	谷 憲治 (昭和17年7月19日生)	昭和40年4月 当社入社 平成12年2月 当社取締役紡績事業本部副本部長兼製造部長 平成12年10月 当社取締役紡績事業本部長 平成15年2月 当社常務取締役 技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、紡績事業本部長 平成17年2月 当社常務取締役 技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、紡績事業本部兼エンジニアリング事業部長 平成18年2月 当社取締役、常務執行役員 技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、エンジニアリング事業部長 平成19年2月 当社取締役（現任）	41,000株
2	降井利光 (昭和19年3月19日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役財務部長 平成13年2月 当社常務取締役 社長補佐（管理担当、人事労務委員長）、東京支社長 平成16年2月 当社取締役社長（現任）	58,000株
3	佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長（現任）	28,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	瀬野 三郎 (昭和24年1月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年2月 当社財務部長 平成16年2月 株式会社ニツケ機械製作所出向 同社常務取締役 平成18年2月 当社グッドライフ事業本部長補佐 平成19年2月 当社執行役員 グッドライフ事業本部長(現任)	26,000株
5	栗原 信邦 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年2月 当社総務部長兼人事グループ長 平成15年12月 当社総務部長 平成18年2月 株式会社ナカヒロ取締役社長 (現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社ナカヒロ取締役社長	10,000株
6	山本 義行 (昭和21年12月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年2月 当社取締役経営企画室長 平成16年2月 当社常務取締役 社長補佐(人事労務委員長)、東京支社長 平成18年2月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐(人事労務委員長、企業倫理委員長)、東京支社長 平成18年8月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐(人事労務委員長、企業倫理委員長)、東京支社長兼財務部長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 グッドライフ事業管掌、管理管掌 (人事労務委員長、企業倫理委員長)、経営企画室長(現任)	35,000株
7	丹羽 一彦 (昭和20年9月16日生)	昭和46年7月 弁護士登録 湯浅・坂本法律特許事務所入所 平成9年4月 中央国際法律事務所開設 同事務所代表(現任) 平成18年2月 当社社外取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
8	近藤定男 (昭和13年1月18日生)	昭和35年4月 東京三洋電機株式会社入社 平成5年2月 三洋電機株式会社取締役 平成10年6月 同社取締役社長 平成12年11月 同社取締役 平成16年2月 当社社外監査役 平成17年11月 三洋電機株式会社相談役 平成18年7月 同社常任顧問 (平成19年6月 同社退任) 平成19年2月 当社社外取締役(現任)	3,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 丹羽一彦、近藤定男の両氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
 丹羽一彦氏については、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を図っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
 近藤定男氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役候補者である丹羽一彦、近藤定男の両氏の間で、責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 丹羽一彦氏が社外監査役として在任している株式会社クリムゾンにおいて、同氏の在任中である平成18年1月期および平成19年1月期に不適切な会計処理があったとして、同社は平成19年11月に有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書を提出しました。同氏は、社外監査役としてコンプライアンスの周知順守の審議に積極的に参画していましたが、上記事実判明後、事実調査と改善策の構築に尽力し再発防止のための提言をしました。
6. 近藤定男氏が取締役として在任していた三洋電機株式会社において、同氏の在任中であった平成13年3月期から平成19年3月期までの間に不適切な会計処理があったとして、同社は平成19年12月に有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書を提出しました。また、金融庁は同社の平成17年9月中間期半期報告書に虚偽の記載があったとして、平成20年1月に同社に対して課徴金納付命令を出しました。

第4号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役 岸本紀雄、中村俊雄、雀部昌吾の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	松村博昭 (昭和20年5月9日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役ユニフォーム第1部長 平成11年9月 当社取締役ユニフォーム事業本部副本部長 平成15年2月 当社取締役ユニフォーム事業本部長 平成16年2月 当社常務取締役 繊維営業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、ユニフォーム事業本部長 平成18年2月 当社取締役、常務執行役員 繊維営業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、インテリア資材事業本部長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、生活産業資材事業本部長 平成19年12月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌(マーケティング委員長、国際事業委員長)、生活産業資材事業本部長兼マーケティング室長(現任)	44,000株
2	雀部昌吾 (昭和4年7月3日生)	昭和27年3月 阪東調帯護謄株式会社入社 昭和49年5月 バンドー化学株式会社取締役 昭和63年6月 同社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役(現任) 学校法人神戸薬科大学理事長(現任) 平成19年2月 当社社外監査役(現任) (他の法人等の代表状況) 学校法人神戸薬科大学理事長	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式の数
3	おお え ま さき 大江 眞 幸 (昭和16年12月3日生)	昭和39年3月 日本生命保険相互会社入社 平成3年7月 同社常勤監査役 (平成9年7月 同社退任) 平成9年5月 大阪商業信用組合理事長 (平成16年1月 同信用組合退任) 平成16年6月 新星和不動産株式会社取締役社長 (平成19年6月 同社退任)	0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 雀部昌吾、大江眞幸の両氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

雀部昌吾氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から適確な監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。

大江眞幸氏については、他の会社の経営経験および監査役としての経験があり、独立的な立場から適確な監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者である雀部昌吾氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、大江眞幸氏の新任が承認された場合には、当該責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開催の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

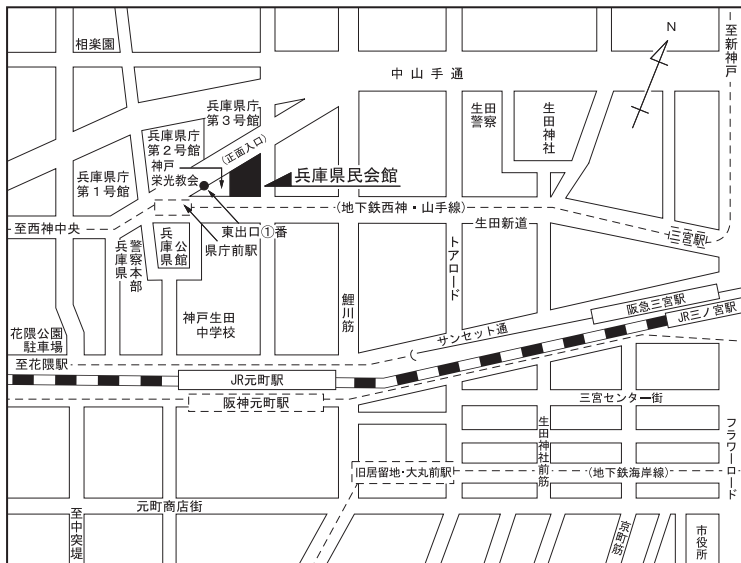
補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
荒尾幸三 (昭和21年1月20日生)	昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所(現中之島中央法律事務所)入所(現任) 平成18年2月 当社補欠監査役(現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 荒尾幸三氏は、社外監査役の要件を満たした補欠監査役候補者であります。
 3. 補欠監査役候補者の選任理由および職務を適切に遂行することができるかと当社が判断した理由について
 荒尾幸三氏は、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、独立的な立場から適確な監査を行っていただきたいため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の補欠監査役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
 4. 法令に定める監査役の員数を欠き、荒尾幸三氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場のご案内



会 場 神戸市中央区下山手通四丁目16番 3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分(東出口 番)

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急三宮駅より 徒歩で約15分